

三原市議会議員

まさとき

# とくしげ政時



## 活動報告

平成 30 年 12 月議会号 (第 12 号)



三原を元気に！  
次世代への責任と実行！

昨年 12 月議会では、かねてより訴えております空き家の有効活用についての質問と、広島市で 5 月に発覚した外国人による不可解な利用や、12 月にテレビ・新聞などで話題となった妊婦加算を踏まえ、国民健康保険の実態確認を行いました。編集後記の欄ではインターネット上でご覧いただける記事も紹介しておりますので、私たちの暮らしを守るためにも、身近な問題を皆さまとお話しできればと思っておりますので、お気軽にご連絡ください。

とくしげ政時 後援会

〒723-0064 三原市西宮一丁目 15 番 7 号

電話番号：0848-62-5804 (ファックス兼)

### 一般質問 (12 月)



平成 17 年に旧一市三町が合併して誕生した三原市は、出生数を死亡者数が上回る自然減や、進学・就職などで三原市に入ってくる方よりも、進学・就職に加え企業の相次ぐ撤退などを理由に三原市を出て行かれる方が多い社会減により、人口が一貫して減り続けています。その結果、市内では空室・空き家が目立つようになり、これまでの会報でお伝えしてきた通りです。そして、市外からの移住を促したい、市内での交流促進につなげたい、そのために空き家を有効活用したいの思いから、これまでも質問して参りました。

さて、各物件の詳細情報や本市が設けている各種補助制度などを、最も効率的かつ一人でも多くの方に広めることができる方法がインターネットであることに、異論のある方はおられないことでしょう。しかし、本市ホームページに掲載されている「空き家バンク」が利用し難く分かりにくいものであるため、その趣旨に賛同して協力してくださった関係業者の方々や本市が掛けた時間・労力・お金が結果に結びつき難いものとなってしまっています。

しかも、本市のホームページで紹介されている「空

#### 用語解説

##### 自然減

出生者数を死亡者数が上回る人口減少



##### 社会減

転入者数を転出者数が上回る人口減少



き家バンク」には本市独自のものと広島県宅建物取引業協会(宅建協会)様によるものの二種類があるため、利用される方に対して混乱を招く恐れもあります。これらを踏まえ、空き家バンクの取り組みについて次の質問をいたしました。

**問** 平成 27・28 年度の調査では 619 棟の空き家が現状のまままで活用可能とされているが、所有者に対し、空き家バンクへの登録をお願いできないか。

**答** 空き家バンクへの新規登録は増加傾向にあるが、平成 27・28 年度に実施した空き家の状況調査の結果では 1,589 棟が軽度の修繕までで活用できると見込まれており、依然として多く存在する空き家の活用促進は喫緊の課題となっている。

空家等対策計画の策定にあたり、その所有者に対して実施した活用意向調査は次ページの図 1 の通り。

今後 5 年程度の活用意向では、「活用したい」と「条件によっては活用したい」を合わせると約 43 パーセントの所有者が、また、空き家バンクへの登録意向については「登録したい」「条件によっては登録したい」を併せて「検討したいので詳しい情報を知りたい」を合わせると約 30 パーセントがその意向を示されている。

この比率を活用対象棟数に乗じると、活用意向が約 680 棟、空き家バンク登録意向は約 470 棟となることから、今後は空き家の所有者、又は管理者にターゲットを絞り、空き家バンクへの登録を含めた活用を促す案内を直接送付するなどの取組を進める。

**問** 本市独自の「空き家バンク」の登録物件を市内の不動産会社に情報提供し、不動産会社の情報サイトに登録してもらうようお願いできないか。

答 本市では現在、平成 29 年 3 月に広島県が開設したひろしま空き家バンク「みんと。」において物件情報を提供しているが、平成 29 年度の閲覧総数約 20 万件的のうち 14、278 件が本市分と参加する 20 市町中 6 番目の数字であることから、本市にとって有効な情報発信ツールと考えられる。(図 2)

また、民間情報サイトとしては、広島県宅建物取引業協会様が県内市町の空き家対策および定住促進への協力を目的に、平成 29 年度から民間が運営する不動産情報システム「スマイミー」と連携し、「空き家バンク ひろしま空き家の窓口」に市町の空き家バンクの物件情報を掲載されている。(図 3)

この空き家バンクには現在 3 市の物件が登録され、市町が登録する空き家物件情報のほか、賃貸住宅や土地などの民間流通物件の情報も数多く掲載されているため、空き家の有効活用のみならず、本市への移住促進にも大変有益と考えられる。

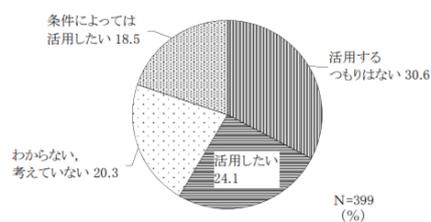
また、宅建協会版空き家バンクに参加すると、国土交通省が構築を支援し、選定された民間事業者が運営する全国版空き家バンクでの情報提供だけでなく、民間が運営する大手情報サイトとの連携も可能となるため、現在、参加に向けた検討を進めており、準備が整い次第参加したい。



平成 25 年度以降の空き家バンクへの新規登録は増加傾向と、その取組みは少しずつ実を結んでいます。年を追うごとに新たな空き家が生まれているのが現状です。

一人でも多くの移住希望者の方に本市を選んでいただくためにも、生活の基本的な要件を表す衣食住の

対象空家等の今後 5 年程度の活用意向



空き家バンクへの登録意向

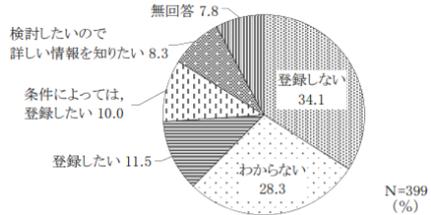


図 3. 宅建版空き家バンク



図 2. みんと。(広島県による)

図 1. 三原市空家等対策計画より

うち「住」にあたる住まいの情報提供は重要です。

質疑の最後にあるように、民間が運営する大手の情報サイトと連携できるように、本市は準備中とのこと。

そこで、連携のあかつきには、三原市ファーストマイホーム応援事業、三原市若年及び子育て移住世帯家

賃補助事業、三原市お試し暮らし滞在費補助事業など、移住・定住を支援する様々な制度が用意されていることや、掲載された個別の物件で利用できる支援制度に何があるかを明記して紹介してはどうか等と提案・要望して、次の質問に移りました。

**本市が用意している交流・定住支援制度**

**三原市ファーストマイホーム応援事業**  
(住宅取得補助)

地域社会の活性化を図るため、市内において新たに住宅の取得を行う若年層(40歳未満の夫婦及び子育て世帯)の移住者及び定住者に対し、住宅取得にかかる経費の一部を支援します!

**三原市若年及び子育て移住世帯家賃補助事業**

地域社会の活性化を図るため、市内の賃貸住宅に市外から入居する若年層(40歳以下の夫婦及び子育て)世帯の移住を応援します!

**三原市お試し暮らし滞在費補助金事業**

県外から三原市への移住を考えている方が、実際に市内に滞在し、仕事や住まいを探したり、事前に生活環境を体感することで、三原移住後の暮らしをイメージできるよう、宿泊費用の一部を補助します。



今年 5 月 9 日、広島入国管理局の指摘を受けた広島市で、国民健康保険に加入する資格のない外国人 7 人に対して誤って保険証を交付していたこと、支出していた総額 4 千万円弱の返還を求めていること(詳細は表 1)、中国籍を除く 5 人が帰国済みであることが報道されました。

広島市保険年金課によると、全額自費負担での医療を目的に来日した外国人にも、平成 24 年 7 月の住民基本台帳法改正により 3 カ月を超えて在留して住所

**問** 国民健康保険に加入できない外国人に対して誤って加入を認めていた広島市の案件と同様の事例は、本市で確認されているか。

**答** 医療目的又は観光や保養目的の者は、本市では確認されていない。

なお、医療を受けること、または、その者の日常生活の世話をすることを在留資格とする外国人は、国民健

を持って、住民票が作成されることになりました。しかし、在留資格が医療目的の外国人には、国保加入が認められていないにもかかわらず、国保にも加入できると勘違いした市の担当者が、その資格のない中国、ウクライナ、ロシア国籍の 7 人に保険証を交付していたため、多額の保険給付がなされていたのです。国民健康保険や生活保護など、国民のために整備されたセーフティネットへの外国人によるタダ乗りが横行している自治体が存在することを他山の石とし、平成 24 年 7 月の住民基本台帳法改正以降の、本市における年度ごとの国保の実態を確認しました。

表 1. 5 月 9 日の報道の保険給付の詳細 (広島市ホームページより)

国籍	期間	保険給付額
ウクライナ	平成 24 年 11 月 ~ 平成 26 年 11 月	18,495,492 円
ウクライナ	平成 24 年 11 月 ~ 平成 26 年 11 月	289,870 円
ロシア	平成 26 年 11 月 ~ 平成 27 年 2 月	5,235,880 円
ロシア	平成 25 年 9 月 ~ 平成 27 年 4 月	3,994,975 円
ロシア	平成 25 年 9 月 ~ 平成 27 年 4 月	267,645 円
中国	平成 24 年 7 月 ~ 平成 27 年 1 月	3,563,639 円
中国	平成 24 年 7 月 ~ 平成 27 年 1 月	6,011,749 円
合計		37,859,250 円

表 2. 国民健康保険の実態

項目	国籍	数値	割合
加入者数	全体	20,614 人	98.3%
	外国籍	351 人	1.7%
納付額	全体	2,014,684,000 円	98.9%
	外国籍	5,267,000 円	1.1%
不能欠損額	全体	64,181,000 円	91.8%
	外国籍	5,267,000 円	8.2%
医療費	全体	8,110,146,000 円	99.4%
	外国籍	49,087,000 円	0.6%
高額療養制度 (件数)	全体	9500 件	99.6%
	外国籍	38 件	0.4%
高額療養制度 (支給額)	全体	767,032,000 円	99.6%
	外国籍	3,396,000 円	0.4%
出産育児一時金 (件数)	全体	43 件	93.5%
	外国籍	3 件	6.5%
出産育児一時金 (金額)	全体	17,983,000 円	93.0%
	外国籍	1,260,000 円	7.0%
海外療養費制度 (件数)	全体	21 件	95.2%
	外国籍	1 件	4.8%
海外療養費制度 (金額)	全体	2,179,000 円	95.4%
	外国籍	100,000 円	4.6%

※ 加入者数は、平成 30 年 10 月末現在の数字

※ 加入者数以外は、平成 29 年度の数字

康保険の被保険者となることはできない。  
**問** 国民健康保険の利用実態について、日本国籍と外国籍の 2 通りに分けて、金額・割合などの回答をお願いしたい。  
**答** 外国籍者には、三原市に長年住んでいらっしゃる方や、在留期間が 3 カ月を超える方が含まれるが、平成 29 年度の利用実態は表 2 の通り。  
なお、平成 28 年度以前の実態は、さかのぼって算出できる年度、要する期間や経費等を広島県国民健康保険団体連合会に問い合わせられているが、日本国籍と外国籍に分けた統計がなく、システムも対応できる仕様でないため、算出にはかなりの時間と経費を要する。  
**問** 4 月から始まっている「妊婦加算」の概要についてご説明を。  
**答** 平成 30 年度の診療報酬改定により、妊婦の外来診療について、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療

を評価することで、より安心して医療機関を受診できるように、本年 4 月 1 日から妊婦加算が始まりました。この改定により、外来を受診した時に、医療費の窓口負担が 3 割の場合、診療時間内の初診で 230 円、再診で 110 円の料金が加算されることとなった。なお、通常の妊婦健診だけの場合は、その対象にはならない。  
**問** 以下 2 点のような現状についての対応を問う。  
① 今後、少子化が進めばますます外国人労働力が必要となることも考慮すると、日本人のみを前提とした社会システムはもはや限界であり、外国人の存在を前提に制度を改良する必要がある。我が国の健康保険制度を不正利用する一部の外国人により、長年日本に住み、日本人と同じ保険料を払っている外国人にまで批判の目が向くのは望ましくなく、不正をチェックしにくい保険制度の運用体制には問題がある。

② 厚労省も、国保を管理する自治体も所詮は紙ベースのやり取りなので、医療現場での疑わしき事例に関する連携が欠如していたと指摘せざるを得ない。

答 厚生労働省から平成 29 年 12 月 27 日付で、在留外国人による国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について通知があった。

具体的な事務手順として、市町村は外国人被保険者が、資格取得から 1 年以内に国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合等に、当該外国人被保険者について、在留資格、在留期間、就労状況などの聞き取りを行うか、または資料等から確認する。

その結果、外国人被保険者が、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合には、速やかに地方入国管理局に提出資料や面接記録等の関係資料とともに、所定の連絡票で通知する。

通知を受けた地方入国管理局は、事実の調査を行い、在留資格取り消し事由に該当していると判断した場合には、在留資格を取り消す。

市町村は、地方入国管理局からの回答により、在留資格が取り消された事実を把握した場合、対象者の資格を職権で消除し、給付費の返還請求を行う。

この通知制度の試行的運用期間を、まずは平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間とし、以降の運用については、その施行状況を踏まえ、後日国から通知されることとなっている。

本市もこの通知に基づき、限度額適用認定証を交付する際に確認しており、平成 30 年 1 月から現在まで、偽装滞在の可能性があると見られる事例は無いが、今後適正な資格管理に努める。



厚労省は 12 月 4 日、自民党の厚労部会において、① 医師が妊婦と認識せず診察した場合、② コンタクトレンズの処方など妊娠と関係のない診療は算定できない③ 患者に丁寧な説明し記録を残すなどの基準を提示し、都道府県などにも年内に通知し、関係機関に周知する予定とありました。

そして、質問を行った翌週の 12 月 14 日、根本匠厚生労働大臣は午前中の記者会見で、「妊婦が安心して医療を受けられるようにするという妊婦加算が目指すものは重要だが、実現する手段として妊婦加算の仕組みが適当だったか改めて考える必要がある」と説明されたうえで、「妊婦加算」についていったん凍結することを発表しました。

## ～ とくしげ政時 後援会入会の御案内 ～

### 後援会規約

1. この会は「とくしげ政時後援会」と称します。
2. この会は、とくしげ政時の政治活動を支援し、合わせて、会員相互の親睦と協力を促進することを目的とします。
3. この会は目的達成のため、研修会・後援会・出版物の発行などの活動を行います。
4. この会に必要な経費は、会費・寄附金などの収入によってまかないます。

### 連絡先

電話番号 0848-62-5804 (ファックス兼)  
e-mail masa.tokushige@gmail.com

## ～ 参考記事 ～



「週刊現代」が外国人による国民皆保険の「不当利用問題」について、キャンペーンを行っている。第一回目は、入国制度の盲点を突き、日本の健康保険に加入し、高額治療を安く受ける外国人の実態に迫っている。

### 「留学ビザ」で国

「最近、日本語がまった患者が、日本に住んでいるに来院し、脳動脈瘤の

本来から100万～200万



<https://bit.ly/2Eibv1I> より

我が国が世界に誇る《国民皆保険制度》は、誰もが一生保険料を払い続け、病気になったときにその恩恵を享受できる制度です。

長年にわたって真面目に保険料を納め続けてこられた方々が、十分な保険料を支払っていない外国人や、国籍によらない不正利用による皺寄せを受けることは、余りにも理不尽かつ不公平で看過できないことであることもお伝えしました。

さらに、一部の自治体における驚愕の実態を伝えた週刊現代には、現状の法制度のままでは、不正利用への対応に限界があり、真面目に保険料を納めてきた人に不公平感が生じ、保険料の未納が増え、国民皆保険制度が破綻するとあります。

そこで、システムの都合とは言え今回の質疑で把握できなかった平成 28 年度以前の実態については、本市職員の方が広島県国民健康保険団体連合会に問い合わせ済みですので、その回答状況なども踏まえて、今後の議会でも実態把握などに努めていくことをお伝えし、質問を終わりました。

## 編集後記